

鳥取県林地開発条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 残置森林 開発行為をしようとする森林のうち、土石又は樹根の採掘、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質変更」という。）を行わず現状のまま残置する森林をいう。
- (2) 造成森林 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に植栽して造成する森林をいう。
- (3) 残置緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行わず現状のまま残置する緑地をいう。
- (4) 造成緑地 事業区域のうち、土地の形質変更を行った部分に緑化して造成する緑地をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用している用語の例による。

(開発行為の規模)

第3条 条例第2条第1号に規定する行為としての一体性を有するものとして規則で定めるものは、森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものとする。

(開発許可の申請等)

第4条 条例第5条第1項の規定による申請は、開発許可を受けようとするとき（許可計画に定める開発行為に係る森林以外の森林を開発する場合を含む。）にあつては林地開発許可申請書（様式第1号）、許可計画の内容を変更しようとするときにあつては林地開発変更許可申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める変更とする。

1 開発行為に係る森林の区域又は事業区域に関する事項	(1) 開発行為に係る森林の区域の縮小 (2) 事業区域の縮小（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (3) 所有権その他の事業区域内の土地に関する権利の変動 (4) 事業区域内の土地の地目の変更 (5) 事業区域内の土地に係る分筆又は合筆
2 開発行為の期間	開発行為の期間の短縮
3 許可計画に関する事項	(1) 許可計画に係る工程（許可条件に係るものを除く。）についての開発行為の期間内における変更 (2) 許可計画に係る工区の設定又は変更
4 開発行為に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	(1) 条例別表の基準の範囲内における切土又は盛土により生ずるのり面の勾配の緩和（開発行為に係る森林の土地の面積が増加する場合を除く。） (2) 条例別表の基準の範囲内におけるえん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池その他の施設の能力の向上 (3) 開発行為に係る森林の区域内における開発行為のための作業の用に供する道路の位置の変更

3 条例第5条第2項の規定による届出は、林地開発行為変更届（様式第3号）によるものとする。

(開発許可の申請に必要な書類)

第5条 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)第4条第1号の位置図は、開発行為に係る森林及び事業区域の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 省令第4条第1号の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面とする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の区域、開発行為をしようとする森林の区域及び事業区域
- (2) 前号の区域を明示するのに必要な範囲内における県の境界、市町村の境界並びに市町村の区域内の町、大字又は字の名称及びそれらの境界

(3) 第1号の区域に係る土地の地番及びその境界並びに形状

3 省令第4条第2号の計画書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書類 林地開発事業計画書(様式第4号)

ア 開発行為に係る事業又は施設の名称

イ 開発行為をしようとする森林の面積

ウ 開発行為に係る森林、残置森林、造成森林、残置緑地又は造成緑地の面積

エ 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に掲げる事項

オ その他知事が必要と認める事項

(2) 条例別表の1の項の基準の欄の(1)のアに掲げる事項を記載した書類 工事工程(工区)計画表(様式第5号)

(3) 条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる事項を記載した書類 全体計画及び期別計画の概要(様式第6号)

(4) 次に掲げる事項を記載した書類 防災計画概要表(様式第7号)

ア 切土、盛土又は捨土の工法及び土量

イ よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池その他の防災施設の内容

ウ 防災施設の維持管理方法(開発行為完了後の維持管理方法を含む。)

(5) 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に掲げる事項を記載した書類 残置森林等の維持管理計画書(様式第8号)

(6) 地形、森林の現況及び開発行為をしようとする森林又は事業区域の周辺の人家又は公共施設の位置を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面

(7) 流域の地形、土地利用の実態、河川の状況等を明示した図面

(8) 切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成した森林若しくは緑地の区域を明示した縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面(条例別表の1の項の基準の欄の(3)に該当する場合にあっては、開発行為の計画及び事業の全体計画について作成されたものとする。)

(9) のり面の高さ、勾配、土質及び施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面

(10) よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の施設の構造を示す図面及び設計根拠(仮設の施設を含む。)

(11) 建物その他工作物の概要図

(12) 開発行為をしようとする森林の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表(様式第9号)

(13) 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用

する土地の所在場所、面積及び権利関係を記載した書類 森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第10号）

(14) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 省令第4条第3号の書類は、開発行為の施行同意書（様式第11号）に準じて作成するものとする。

5 省令第4条第5号の書類は、法令等の許認可の手続状況一覧表（様式第12号）とする。

6 省令第4条第6号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 資金計画書（様式第13号）

(2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等）

(開発許可の基準)

第6条 知事は、条例別表の1の項の基準の欄の(3)に掲げる場合にあっては、当該全体計画において定める期別計画ごとに開発許可を行うものとする。

2 条例別表の1の項の基準の欄の(4)に規定する原状回復等の事後措置は、法第10条の2第2項各号に掲げる森林の機能を回復するために行われる造林その他の措置とする。

3 条例別表の1の項の基準の欄の(5)に規定する適切な配慮は、開発行為により道路が分断される場合における代替道路の設置計画その他の周辺地域の森林施業に支障を及ぼさないための措置とする。

4 条例別表の1の項の基準の欄の(7)に規定する適切に維持管理されるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林が将来にわたって森林として保全されることが認められるものとする。

(1) 開発者が、森林又は緑地について所有権その他の権原を有しているもの

(2) 開発者が、地方公共団体と維持管理について協定を締結しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、維持管理が確実に行われると認められるもの

5 条例別表の2の項及び3の項の基準に基づき災害の発生の防止のための措置を講ずる場合は、原則として、開発行為又は開発行為の他の工程に先行して当該措置を実施することとし、特に先行して当該措置を完了させる必要があると知事が認める場合は、知事が当該措置の完了の確認を行うまでの間は開発行為又は開発行為の他の工程を行わないこととする。

6 前各項に定めるもののほか、開発許可に関する技術的基準については、知事が別に定める。

(許可標識の掲示)

第7条 条例第7条第1号の規定による許可標識の掲示は、林地開発許可標識（様式第14号）によるものとし、開発者は、開発行為の期間中、当該開発行為を行う事業区域の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(開発行為の着手の届出)

第8条 条例第7条第2号の規定による届出は、林地開発行為着手届（様式第15号）を提出して行うものとする。

(開発行為の工期の延長の届出)

第9条 条例第7条第3号の規定による届出は、林地開発行為工期延長届（様式第16号）を提出して行うものとする。

(開発者の住所等の異動の届出)

第10条 条例第7条第4号の規定による届出は、林地開発者住所等異動届(様式第17号)を提出して行うものとする。

(災害発生の報告)

第11条 条例第7条第5号の規定による報告は、林地開発行為災害発生報告書(様式第18号)を提出して行うものとする。

(開発行為の地位の承継の届出)

第12条 条例第7条第6号の規定による届出は、林地開発行為地位承継届(様式第19号)を提出して行うものとする。

2 林地開発行為地位承継届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 承継の原因を証する書類
- (2) 開発者の地位を承継する者が法人その他の団体である場合は、省令第4条第3号に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(開発行為の中止又は廃止の届出)

第13条 条例第13条第1項の規定による届出は、林地開発行為中止(廃止)届(様式第20号)を提出して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、林地開発行為再開届(様式第21号)を提出して行うものとする。

(開発行為の完了の届出)

第14条 条例第14条の規定による届出は、林地開発行為(分割・部分)完了届(様式第22号)を提出して行うものとする。

2 林地開発行為(分割・部分)完了届は、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 許可計画に定める工区における開発行為を完了した場合 分割完了届
- (2) 許可計画に定める工程のうち、防災施設の設置その他の工程について、特に先行して完了させる必要があると知事が認めるものを完了した場合 部分完了届

(開発行為の状況報告等)

第15条 条例第15条第1項の規定による報告は、林地開発行為状況報告書(様式第23号)を提出して行うものとする。

2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの
- (2) 条例第5条第1項の申請又は同条第2項の届出の際に提出した第5条第3項第2号の書類に施工実績を記載したもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

(許可状況の公表)

第16条 条例第16条の規定に基づく公表は、県公報への登載その他の方法により行うものとする。

(書類の経由及び提出部数)

第17条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林を所管する総合

事務所長（日野郡の区域に係る事務にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域に係る事務にあつては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）を経由しなければならない。この場合において、当該森林を所管する総合事務所長又は農林事務所長が複数となるときは、当該森林の主たる部分を所管する総合事務所長又は農林事務所長を経由するものとする。

2 前項に規定する書類の提出部数は、2部とする。

（添付書類の簡素化等）

第18条 知事は、開発行為について他の法令等に基づく知事への許認可の申請その他の手続が必要とされる場合にあつては、開発者の負担を軽減するため、添付書類の簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

（権限の委任）

第19条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

（雑則）

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第48号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第38号)

（施行期日）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林地開発条例施行規則様式第4号及び様式第10号の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改正後の鳥取県林地開発条例施行規則第6条第8項第2号イの規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用する。

附 則(令和5年規則第19号)

この規則は、令和5年3月15日から施行する。

（経過措置）

改正後の鳥取県林地開発条例施行規則様式の災害が発生するおそれがある区域」及び「なだれ危険箇所」における災害防止措置概要表（様式第9号）の規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請（変更申請を除く）について適用する。

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注

- 1 開発行為に係る森林の所在場所が複数ある場合は、代表する所在場所及び他の筆数を記入すること。
- 2 開発行為に係る森林の土地の面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。
- 3 森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものは、それらを一体の開発行為として、申請を行うこと。
- 4 開発行為の着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日から」とすること。
- 5 開発行為の完了予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日（又は着手の日）から〇年以内」等とすること。
- 6 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置

を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

- 7 備考は、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、「別紙のとおり」と記載し、他法令等の許認可の手續状況一覧表（様式第6号）に一括記入すること。
- 8 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）その他の法令又は条例に基づく環境影響評価手續を必要とする場合には、備考欄にその手續の状況を記載すること。

添付書類

- 1 用地選定に至った経緯、理由等を記載した書類
- 2 事業区域の現況写真及びその撮影方向を記載した現況図その他の知事が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

林地開発変更許可申請書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の計画内容を次のとおり変更したいので、鳥取県林地開発条例第5条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 林地開発許可申請書（様式第1号）に準じて作成すること。
- 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。
- 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。
- 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。

添付書類

- 1 変更部分の内容を明示した関係図書
- 2 事業区域の現況写真及びその撮影方向を記載した現況図その他の知事が必要と認める書類

様式第3号（第4条関係）

林地開発行為変更届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の計画内容を次のとおり変更したいので、鳥取県林地開発条例第5条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所在地）

氏名

Ⓜ

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更の内容	
変更の理由	
備 考	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 林地開発変更許可申請書（様式第2号）に準じて作成すること。
- 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。
- 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。
- 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。

添付書類

- 1 変更部分の内容を明示した関係図書
- 2 その他知事が必要と認める書類

林地開発事業計画書

事業又は施設の名称							
開発行為の目的							
面積 (ha)	区分	開発行為に係る森林		開発行為をしようとする森林		開発事業区域	
	全体計画						
	今回申請			(A)		※	
森林の 現況	区分	人工林	天然林	伐採跡地	未立木地	合計	
	面積(ha)						
	樹種			地表植生の状況			/
	林齢						
	生育状況						
開発前 開発後	山林	原野	保安林	畑	その他	計	
開発事業区域の用途別面積	造成緑地						(B)
	残置緑地						
	造成森林						(C)
	残置森林						(D)
	森林以外						
	計						※
森林率		$\left(\frac{(C)+(D)+\textcircled{B}}{(A)} \right) \times 100 = \quad \%$			残置森林率 $\left(\frac{(D)}{(A)} \right) \times 100 = \quad \%$		
一時的利用計画	内容		期間		原状回復方法		
当該森林及び下流における水需給の状況							
開発工事設計者		担当者氏名			電話		
開発工事施工予定者		電話					

注

- ④は、宅地造成時に算入すること。
- 開発事業区域の用途別面積の欄の計※は、開発事業区域の面積※と一致させること。
- 一時的利用計画の欄は、一時的に他用途に利用する計画がある場合には、その内容等について記載すること。
- 当該森林及び下流における水需給の状況の欄は、周辺の地域又は下流における水源等の有無及び水利用の状況について記載すること。
- 許可計画の内容を変更しようとする場合にあっては、変更前及び変更後の区別を明示すること。

様式第5号（第5条関係）

工 事 工 程 （ 工 区 ） 計 画 表

年 月 工区・工種																															摘 要

注

- 1 開発行為の内容に応じて工区別及び工種別に区分し、具体的に記入すること。
- 2 着工予定年月日及び完了予定年月日が明らかでない場合は、見込みで記入すること。
- 3 工種は、開発行為の内容に応じて具体的に区分すること。
- 4 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容を併せて記載すること。
- 5 工程は、防災措置（仮設の防災施設の設置を含む）に係るものを先行させることと。

様式第6号（第5条関係）

全体計画及び期別計画の概要

（単位：面積 ha）

区 分		全体計画	今回申請（第 期）	第 期	第 期	第 期
開発事業区域面積						
開発行為をしようとする森林面積						
開発行為に係る森林面積						
開発後の用途別面積	造成緑地					
	残置緑地					
	造成森林					
	残置森林					
	森林以外					
	計					

注

- 1 全体計画及び期別計画がある場合に記載すること。
- 2 開発後の用途別面積の欄の計は、開発事業区域面積と一致させること。

様式第7号（第5条関係）

(表面)
防 災 計 画 概 要 表

区 分		内 容						
土 工	細区分	のり勾配	最大高	土 量	小段設置基準		のり面保護	
	切 土				直高	mごとに	m	
	盛 土				直高	mごとに	m	
	残土処理	位 置			土 量		処理方法	
よ う 壁	構 造			箇所数		最大高		
え ん 堤	構 造			箇所数		最大高		
排 水 施 設	構 造			雨量強度		通水安全率		
洪 水 調 節 池	構 造			箇所数		最大高		
沈 砂 池	構 造			箇所数		流出土砂量		
		浚渫頻度及び方法						
工 事 中 の 防 災 計 画								
防災施設 の維持管 理方法	開発中							
	開発後							

注 1 防災計画の概要について記載すること。

2 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、当該施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

添付書類 よう壁、えん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の縦横断図、構造図、土工定規図等の設計図並びに各種安全計算等の算出根拠及び設計根拠を記載した書類

(裏面)

災害が発生するおそれがある区域等における災害防止措置概要表

区域の名称	根拠とする法令等	該当の有無	災害防止措置
砂防指定地	砂防法		
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
地すべり防止区域	地すべり等防止法		
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
災害危険区域	建築基準法		
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林整治第520号林野庁長官通知「山地災害危険地区の再点検について」別紙）		
地すべり危険地区			
崩壊土砂流出危険地区			
なだれ危険箇所	なだれ危険箇所点検調査要領（平成9年4月23日付け9林野治第895号林野庁長官通知「なだれ危険箇所の再点検について」別紙）		

- 注 1 事業区域内に左欄に掲げる区域が含まれる場合は、災害を防止するための十分な容量及び構造を有するえん堤、排水施設、洪水調節池、森林の残置、なだれ防止措置その他の災害防止措置を開発行為に先行して講ずることとし、「災害防止措置」の欄にその内容を記載すること。
- 2 裏面の表は、林地開発許可申請書（様式第1号）を提出する場合に限り記載すること。

残置森林等の維持管理計画書

残置森林等は、次のとおり善良に維持管理します。

なお、残置森林等が開発完了後に地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

区 分		造成中の管理内容	完了後の管理	
			内 容	管 理 者
残置森林	境 界 管 理			
	保 育 管 理			
造成森林	植 栽 樹 種			
	樹 高			
	植 栽 本 数			
	境 界 管 理			
	保 育 管 理			
造成緑地	造 成 方 法			
	保 育 管 理			

添付書類

- 1 開発事業区域、残置森林、造成森林及び開発行為を行った後に森林以外となる区域を明示した縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面
- 2 1に準じて作成した全体計画図面（全体計画がある場合に限る。）

森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表

地目	所在場所					面積 (ha)	所有権			所有権以外の権利関係			区分	備考	
	市郡	町村	大字	字	地番		所有権者		権原の 取得状況	権利の 種類	権利者				権原の 取得状況
							住所	氏名			住所	氏名			
						計									

注

- 1 開発行為をしようとする森林について、一筆ごとに記入すること。
 - 2 面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。
 - 3 所有権者の住所及び氏名は、登記記録のとおりとし、同意等の取得の相手方が登記記録の住所及び氏名と異なる場合には、() で二段書きとすること。
 - 4 所有権の欄の権原の取得状況は、申請者名義のものは「所有」と、これ以外のものは「売買（賃借）契約」、「施行（開発）同意（承諾）」等権原の取得等の状況に合致した内容を記入すること。
 - 5 所有権以外の権利関係の欄の権利の種類は、抵当権、地上権等登記上の権利を記入し、権利者の住所及び氏名並びに権原の取得状況は、3及び4に準じて記入すること。
 - 6 区分の欄には、次の区分により記入すること。
 開発行為に係る森林に該当する地目：開
 残置森林に該当する地目：残
 開発行為に係る森林及び残置森林の両方に該当する地目：開・残
- 添付書類 権原の取得状況を証する書類の写し

様式第 10 号 (第 5 条関係)

森林以外の土地の所在場所、面積及び権利関係一覧表

地目	所在場所					面積 (ha)	所有者		権原の 取得状況		所有権以外の権利関係				備考	
	市郡	町村	大字	字	地番		住所	氏名	種類	年月日	権利の 種類	権利者		権原の取得状況		
												住所	氏名	種類		年月日
						計										

注

- 1 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地について、一筆ごとに記入すること。
- 2 権原の取得状況の欄の年月日は、売買契約、同意等の年月日を記入すること。
- 3 備考欄は、えん堤、排水施設、洪水調節池等の用途を記入すること。
- 4 地目ごとに小計し、その他は森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）に準じて記入すること。

添付書類 権原の取得状況を証する書類の写し

様式第 11 号 (第 5 条関係)

開 発 行 為 の 施 行 同 意 書

(申 請 者) 様

私が権利を有する次の物件について、森林法 (昭和26年法律第249号) 第10条の 2 第 1 項の規定に基づき開発行為 (事業) を施行することに同意します。

年 月 日

住所
氏名

㊞

(相続人)
(住 所)
(氏 名)

㊞

地 目	所 在 場 所	面 積	権 利 の 種 類	摘 要

他法令等の許認可の手続状況一覧表

法令等	該当の有無	該当条項	手続状況	許認可等 年月日	備考
森林法(保安林の指定の解除に関する規定に限る。)					
採石法					
砂利採取法					
都市計画法					
農地法					
河川法					
道路法					
農業振興地域の整備に関する法律					
自然公園法					
自然環境保全法					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
国有財産法					
国土利用計画法					
文化財保護法					
鳥取県景観形成条例					
鳥取県開発事業指導要綱					
環境影響評価法 又は 鳥取県環境影響評価条例					
(その他)					

注

- 1 他法令等の許認可の手続の状況について記載すること。
- 2 他法令等の許認可の手続の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。

資 金 計 画 書

科 目		金 額	備 考
収 入	自 己 資 金	円	別添残高証明書 円のとおり
	借 入 金	円	別添融資証明書 円のとおり
	処 分 収 入	円	
	(その他)	円	
	計	円	

科 目		金 額	備 考
支 出	用 地 費	円	
	工 事 費	円	うち防災施設 円
	事 務 費	円	
	借 入 金 利 息	円	
	(その他)	円	
計	円		

注 1 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。

2 防災施設に係る費用は自己資金又は借入金により支出できるものであること。

添付書類 預金残高証明書、融資証明書その他の収入を証明する資料（自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合に限る。）

様式第 14 号 (第 7 条関係)

林 地 開 発 許 可 標 識			
許 可 年 月 日	年 月 日		
許 可 番 号	鳥取県指令第 号		
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、所在地) 及び氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	電話		
開 発 行 為 の 目 的			
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	(市郡)	(町村)	(大字) 地内
許 可 面 積	全 体 区 域	林 地 区 域	林地開発区域
	h a	h a	h a
許 可 工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
工事施工者	住所、氏名及び 電 話 番 号	電話	
現場管理者	住所、氏名及び 電 話 番 号	電話	

注

- 1 縦100センチメートル、横80センチメートル程度の大きさを作成するものとする。
- 2 許可面積の欄には、許可書に記載された次の面積を記入すること。
 - (1) 全体区域 事業区域面積
 - (2) 林地区域 開発行為をしようとする森林面積
 - (3) 林地開発区域 開発行為に係る森林面積

林地開発行為着手届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為に着手したので、鳥取県林地開発条例第 7 条第 2 号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

（法人にあっては、所在地）

氏名

㊤

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為の目的		
工事着手年月日		
工事施工者	住所	
	氏名	
現場管理者	住所	
	氏名	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

添付書類 現場に掲示した林地開発許可標識（様式第14号）の写真（記載した事項及び掲示した位置が把握できるもの）

林地開発行為工期延長届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の工期を延長
したいので、鳥取県林地開発条例第 7 条第 3 号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %
延長の理由	
備考	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 現場状況写真及び工事工程表 (実施済の工程及び今後の予定の工程を明示したもの)

林地開発者住所等異動届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称に異動が生じたので、鳥取県林地開発条例第 7 条第 4 号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

(新) 住所

(法人にあつては、所在地)

(新) 氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更前	
変更後	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

林地開発行為災害発生報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について災害が発生したので、鳥取県林地開発条例第 7 条第 5 号の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
災害発生年月日	
災害の内容	
応急措置	
今後の措置計画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 被災した現場の写真

林地開発行為地位承継届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為について地位
を承継したので、鳥取県林地開発条例第 7 条第 6 号の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

承継人住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
承 継 年 月 日	
承 継 の 理 由	
被 承 継 人 の 住 所 又 は 所 在 地 並 び に 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

林地開発行為中止(廃止)届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を中止(廃止)したいので、鳥取県林地開発条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為の目的	
中止(廃止)年月日	
工事進ちょく状況	年 月 日現在 進ちょく率 %
中止(廃止)の理由	
今後の措置計画	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

林地開発行為再開届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受け、中止していた開発行為を再開したので、鳥取県林地開発条例第 13 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあっては、所在地)

氏名

Ⓜ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為の目的		
工事再開年月日		
工事施工者	住 所	
	氏 名	
現場管理者	住 所	
	氏 名	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 工事施工者又は現場管理者の欄は、申請者と異なる場合に記載すること。

林地開発行為 (分割・部分) 完了届

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為を (分割・部分) 完了したので、鳥取県林地開発条例第 14 条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

(法人にあつては、所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 の 目 的	
工 事 完 了 年 月 日	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 完成写真及び出来型平面図
- 2 施工完了後に不可視となる部分の施工状況が確認できる写真等 (撮影頻度については、1 施工箇所につき 1 回 (各工種ごと最低1枚) 程度とする。)

林地開発行為状況報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告します。

年 月 日

住所
(法人にあっては、所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

開発行為に係る森林の所在場所			
開発行為の目的			
許可工期	年 月 日から 年 月 日まで		
工事進捗状況	年 月 日現在 進捗率 %		
防災措置の実施状況	実施項目	実施状況	完了日、完了予定日又は実施予定日
	排水路	完了・実施中・未着手	年 月 日 完了 完了予定 実施予定
	沈砂池	完了・実施中・未着手	年 月 日 完了 完了予定 実施予定
	洪水調節池	完了・実施中・未着手	年 月 日 完了 完了予定 実施予定
	造成緑地	完了・実施中・未着手	年 月 日 完了 完了予定 実施予定
	造成森林	完了・実施中・未着手	年 月 日 完了 完了予定 実施予定
備考 (特記事項)			

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 防災措置の実施状況の欄は、報告する月の前月末現在の状況を記載すること。

添付書類

- 1 許可計画に係る平面図、縦断図及び横断図に報告時点の施行状況を示したもの（他の法令等の規定により、同一内容のものを知事に提出する場合にあっては、当該同一内容のものを除く。）
- 2 開発許可の申請又は変更の届出の際に提出した工程表に実績を記載したもの
- 3 施工完了後に不可視となる部分の施工状況が確認できる写真等（撮影頻度については、1 施工箇所につき 1 回（各工種ごと最低1枚）程度とする。）
- 4 その他知事が必要と認める書類